土地区画整理法第76条許可申請　提出書類チェックリスト

□	許可申請書	□　土地区画整理施行地区内建築行為等許可申請書（様式第１号） ※捺印は、朱肉を使う印鑑を使用してください（スタンプ式印鑑は不可）
□	明細書	□　許可申請明細書（様式第２号）
□	土地登記事項証明書（写可） ※登記官の印があるもの	□　各筆分（保留地の場合は不要）
□	代理人申請の場合	□　申請者の委任状（書式は任意）
□	申請地が 借地または共有地の場合	□　土地使用承諾書（書式は任意）
□	１申請地が 仮換地指定後で 使用収益が開始 されている場合	①・②のどちらか □　①　仮換地指定通知の写し　（通知・案内図・仮換地図） □　②　仮換地指定証明書の写し（証明書・仮換地重ね図）
□	２申請地が 仮換地指定後で 使用収益が開始 されていない場合	①・②のどちらか □　①　仮換地指定通知の写し　（通知・案内図・仮換地図） □　②　仮換地指定証明書の写し（証明書・仮換地重ね図） □　念書 □　印鑑証明書（原本）
□	３申請地が 保留地の場合	①・②のどちらか □　①　保留地売買契約書の写し　（契約書・保留地図） □　②　保留地台帳記載事項証明書の写し（証明書・保留地図） □　保留地売買契約後 60 日以内に申請する場合は、 契約代金の入金が確認できる書類（領収書の写しなど）
□	４申請地が 仮換地指定前の場合	□　公図 □　念書 □　印鑑証明書（原本）
□	その他添付書類	□　位置図（案内図） □　配置図 □　平面図 □　立面図 □　構造図（擁壁、塀等の工作物申請の場合に添付 S=1/100～1/200　）

許可申請地の現況

土地区画整理法第７６条許可申請についての手引き

太田市役所　都市政策部　市街地整備課

太田市内において土地区画整理事業が施行されている区域で建築等の行為を行う場合、土地区画整理法　第76条１項の規定に基づき、市長の許可を受けなければなりません。

1.　太田市内で土地区画整理事業が施行されているのは、次の区域です。

東矢島土地区画整理事業　　（市施行）	宝泉南部土地区画整理事業（市施行）
太田駅周辺土地区画整理事業（市施行）	※尾島東部土地区画整理事業（組合施行）

※　尾島東部土地区画整理地内につきましては組合施行となりますので、直接組合事務所へお問い合わせください。

また、尾島東部土地区画整理地内の「土地区画整理施行地区内建築行為等許可申請書」については、組合事務所へ提出してください。

[　尾島東部土地区画整理組合　事務所　]

太田市粕川町 520　　太田市尾島庁舎１階　　☎0276-52-2061

2.　許可申請が必要な建築行為等

1.　土地の形質の変更	土地の盛土・切土・埋立、その他土地の形状変更及び形質の変更をするとき。
2.　建築物その他の工作物の新築、改築、増築	工作物とは建築基準法にいう「工作物」だけではなく、地上または地中に設置もしくは布設するものも対象となります。 （土留・擁壁・ﾌｪﾝｽ・塀・ｶｰﾎﾟｰﾄ・広告塔・記念塔・給排水施設・ｶﾞｽ施設・高架水槽・鉄柱・RC 柱・煙突・太陽光発電施設・携帯電話用ｱﾝﾃﾅ　等　　）
3.　移動の容易でない物件の設置若しくは堆積	その重量が５ﾄﾝを超える重量物の設置、土砂・岩石等を堆積する場合。ただし、容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ５ﾄﾝ以下となるものを除く。

3.　注意事項

①　建築確認申請を伴う土地区画整理法第76条許可申請については、確認申請より前、もしくは同時に申請してください。

②　提出書類は、「土地区画整理法第76条許可申請　提出書類チェックリスト」により確認し、正本（提出用）と副本（申請者控え、正本のコピー）各１部を提出してください。

③　許可後、当該工事に着工する前に「土地区画整理施行地区内建築行為等工事着手届（様式第４号)」を、工事が完了したら速やかに「土地区画整理施行地区内建築行為等工事完了届（様式第５号)」を提出してください。

④　許可を受ける前に、その行為を中止しようとするときは「土地区画整理施行地区内建築行為等許可申請取下届（様式第６号)」を提出してください。

⑤　許可後に、行為の軽微な変更をするときは、「土地区画整理施行地区内建築行為等許可事項変更届（様式第７号)」を提出してください。

様式第１号（第３条関係）

土地区画整理施行地区内建築行為等許可申請書

記載例

令和　　年　　月　　日

（宛先）太田市長

申請者（行為者）住　所　太田市〇〇町 2014 番地

氏　名　　太田　太郎　㊞

【印は、朱肉を使う印鑑を使用してください（スタンプ式印鑑は不可）】

土地区画整理法第７６条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

代理人住所氏名	△△市□□町 4102 番地 ●●設計事務所　群馬　太郎 （電話番号）123-45-6789
敷地の町名地番又は仮換地番号（申　請　地）	太田都市計画事業　　〇◎●　土地区画整理事業 （従前地） 太田市　【 ﾁｪｯｸﾘｽﾄ「許可申請地の現況　４」の場合に記載 】 （仮換地）　　街区【 ﾁｪｯｸﾘｽﾄ「許可申請地の現況　１，２ 」の場合に記載 】 （保留地）　　街区【 ﾁｪｯｸﾘｽﾄ「許可申請地の現況　３ 」の場合に記載 】
行為の種類	１　土地の形質の変更　【行為の種類に〇をつけてください】 ２　建築物・工作物の（新・改・増）築、曳（ひき）家 ３　物件の設置・堆積
※土地区画整理事業施行者の意見	（意見） 年　　月　　日 土地区画整理事業施行者　　㊞

※施行者受付		※市 受 付	

備考　※欄は記入しないでください。

様式第２号（第３条関係）

許　可　申　請　明　細　書

敷　地　の　明　細		
敷地の町名地番 又は仮換地番号等		太田都市計画事業　○◎●　土地区画整理事業 【「様式第１号」敷地の町名地番又は仮換地番号（申請地）欄と同様に記載してください　】
面　　積		合計５００ ㎡　【申請地が複数画地にまたがる場合は、合計面積を記載してください】
所有者住所氏名 （権利者）		太田市□□町１００番地 群馬　次郎
占有者住所氏名 （借地権者）		太田市○○町 2014 番地 太田　太郎 【所有者と占有者が異なる場合は、承諾書を添付してください】
行　為　の　明　細		
１　土地の形質の変更	施 工 方 法	例：山土による盛土　現況 GL＋20ｃｍ
２　建築物・工作物の（新・改・増）築、曳家	建物の種類	専用住宅・物 置・車 庫・ 共同住宅 ・ 店 舗 ・ 事務所 納 屋 ・ 作業所 ・ 工 場 ・ 倉 庫 ・ その他（　　）
	工 事 種 別	新築・ 改築 ・ 増築 ・ 曳家 ・ その他（　　）
	構造及び階数	木造・ 軽量鉄骨造 ・ 鉄骨造 ・ その他（　　）２階(専用住宅) 軽量鉄骨造・平屋　(物置、車庫)
	建 築 面 積	１２０㎡
	延 床 面 積	１７０㎡（専用住宅、物置、車庫合計）
	申請以外の部分	㎡　【 建築物に増築の許可申請をする場合に、既存部分面積を記載してください 】
	工作物の概要	例：土留→既成Ｌ型擁壁　５１ｍ ブロック塀→高さ1.5ｍ　　延長５１ｍ 塀、高さ1.5ｍ→CB4 段積み 80ｃｍ＋アルミフェンス
３　物件の設置・	施 工 方 法	【その重量が５ﾄﾝを超える重量物の設置、土砂・岩石等を堆積する場合に記載。 ただし、容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ５ﾄﾝ以下となるものを除く】

備考　借地権者は、所有権者の承諾書を添付してください。